

文化審議会第18期文化政策部会（第1回）

議事次第

日 時：令和2年7月3日（金）15：00～17：00

場 所：文部科学省旧文部省庁舎6階 第2講堂

議題：

1. 部会長等の選任
2. 文化審議会文化政策部会運営規則等
3. 文化政策の動きについて
4. 文化芸術推進基本計画のフォローアップについて
5. その他

【配布資料】

資料1	文化審議会関係資料
資料2－1	文化庁の新組織について
資料2－2	新型コロナウイルス感染症対応に係る文化芸術関係の支援について
資料3－1	文化芸術推進基本計画のフォローアップについて
資料3－2	今期（第18期）文化政策部会における 文化芸術推進基本計画の フォローアップについて（案）
参考資料1	第17期基本計画フォローアップシート
参考資料2	進捗状況を把握するための指標について

【机上資料】

文化芸術推進基本計画（第1期）（平成30年3月6日閣議決定）

文化審議会

資料 1

令和2年7月現在

- ・文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興及び博物館による社会教育の振興に関する重要事項の調査審議等

文化政策部会

- ・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

美術品補償制度部会

専門調査会

- ・展覧会における美術品損害の補償に関する事項の調査審議

世界文化遺産部会

- ・世界遺産条約実施に関する事項の調査審議

無形文化遺産部会

- ・無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議

博物館部会

- ・博物館の振興に関する事項の調査審議

国語分科会

- ・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

国語課題小委員会

- ・国語に関すること

日本語教育小委員会

- ・外国人に対する日本語教育に関すること

法制・基本問題小委員会

- ・著作権法制度の在り方等に関すること

著作物等の適切な保護と

利用・流通に関する小委員会

- ・クリエーターへの対価還元等に関すること

国際小委員会

- ・国際的ルール作りへの対応等に関すること

使用料部会

- ・著作物の利用に係る裁定等に関すること

第一専門調査会

- ・美術工芸品に関すること

第二専門調査会

- ・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関すること

第三専門調査会

- ・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関すること

第四専門調査会

- ・無形文化財及び文化財の保存技術に関すること

第五専門調査会

- ・民俗文化財に関すること

文化財分科会

- ・文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議等

文化功労者選考分科会

- ・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理

第20期文化審議会委員名簿

(令和2年7月現在)

石井恵理子 東京女子大学教授

井上由里子 一橋大学教授

岩崎まさみ 北海学園大学客員教授

大渕 哲也 東京大学大学院教授

沖森 卓也 二松学舎大学特別招聘教授, 立教大学名誉教授

河島 伸子 同志社大学教授

薦田 治子 武蔵野音楽大学教授

佐藤 信 東京大学名誉教授

島谷 弘幸 九州国立博物館長

茶園 成樹 大阪大学大学院高等司法研究科教授

道垣内正人 早稲田大学法科大学院教授, 東京大学名誉教授, 弁護士

中江 有里 女優, 作家

野田 尚史 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構国立国語研究所教授

藤井 恵介 東京大学名誉教授

松田 陽 東京大学准教授

宮崎 法子 実践女子大学教授

渡辺 俊幸 作曲家, 一般社団法人日本音楽著作権協会理事, 洗足学園音楽大学客員教授

文化政策部会の設置について

令和2年4月9日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令(平成12年6月7日政令第281号)第6条第1項及び文化審議会運営規則(平成23年6月1日文化審議会決定)第4条第1項の規定に基づき、下記2.に関する調査審議を行うため、文化審議会に文化政策部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1)文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について
- (2)その他

3. 構成(別紙参照)

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

文化審議会第18期文化政策部会委員

(令和2年7月現在)

生駒 芳子	ファッショニ・ジャーナリスト, 一般社団法人フュートラディションワオ代表理事
石田 麻子	昭和音楽大学教授, 日本芸術文化振興会プログラムディレクター(調査研究分野)
大橋 弘	東京大学教授
河島 伸子	同志社大学教授
ロバート キャンベル	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館長
小林 真理	東京大学教授
土屋 恵一郎	元明治大学長
名越 章浩	NHK岡山放送局 放送部長
日比野 克彦	東京藝術大学美術学部長・教授
松井 正剛	桜井市長
松田 陽	東京大学准教授
湯浅 真奈美	ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長

文化審議会関係法令

○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抜粋）

（文化審議会）

第二十一条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関する重要な問題（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。

三 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。

四 前号に規定する事項に關し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。

五

文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条第三項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第十二条第二項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項、著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二十四条第四項、文化財保護法第百五十三条及び文化功労者年金法（昭和二十六年法律第百二十五号）第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

三

2 文化審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、文部科学大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、文化審議会の組織及び委員その他の職員その他文化審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

3

文化審議会は、第二十一条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第一項の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

（組織）

第一条 文化審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

3 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

3 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

3 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
（会長）	（会長）
（分科会）	（分科会）

国語分科会

国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。

著作権分科会	<p>一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項及び著作権等管理条例事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二十四条第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
文化財分科会	<p>一 文化財の保存及び活用に関する重要な事項を調査審議すること。</p> <p>二 文化財保護法（昭和二十五年法律第一百二十四号）第一百五十三条の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
文化功労者選考分科会	<p>文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

（部会）

- 第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を開くことができる。
- 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

- 分科会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する。
- 部会長に事故があるときは、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会）は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

- （議事）
- 第七条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができる。
- 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものとの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

- （資料の提出等の要求）
- 第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- （庶務）
- 第九条 審議会の庶務は、文化庁企画調整課において総括し、及び処理する。ただし、国語分科会に係るものについては文化庁国語課において、著作権分科会に係るものについては文化庁著作権課において、文化財分科会に係るものについては文化庁文化財第一課において、文化功労者選考分科会に係るものについては文部科学省大臣官房人事課において処理する。

- （雜則）
- 第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

（この政令は、平成十三年一月六日から施行する。）

（文化財分科会は、第五条第一項に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。）

○文化審議会運営規則

(平成二十三年六月一日文化審議会決定)

文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）第十条の規定に基づき、文化審議会運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関する必要な事項は、文化審議会令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集等）

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。
2 前項の場合において、会長は、審議会の会議を開く暇^{いとま}がなく、合議によらないことをもつて審議会の運営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるときその他正当な理由があると認めるとときは、持ち回り審議とすることができる。

（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。
2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもつて審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるとときは、この限りではない。

分 科 会	事 項
著作権分科会	一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要な事項を調査審議すること（特に重要な事項を除く。）。 二 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号） 第五条第四項及び著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二十四条第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化財分科会	一 文化財の保存及び活用に関する重要な事項を調査審議すること（特に重要な事項を除く。）。 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第百五十三条及び附則第四条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化功労者選考分科会	文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 3 前項の表の下欄に掲げるもののほか、同項の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ審議会があらかじめ定める事項については、当該分科会の議決をもつて審議会の議決とする。
4 前二項に規定する事項について分科会が議決したときは、分科会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
5 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に必要な事項は、分科会長が分科会に諮つて定める。

（部会）

- 第四条 部会の名称及び所掌事務は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。以下この条において同じ。）が審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この条において同じ。）に諮つて定める。
2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。
3 令第六条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもつて審議会の議決とする。

- 4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に關し必要な事項は、部会長が部会に諮つて定める。

(会議の公開)

- 第五条 審議会の議事は公開して行う。ただし、特別の事情により審議会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に關し必要な事項は、別に会長が審議会に諮つて定める。

(雑則)

- 第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(附則)

(施行期日)

- 第一条 この規則は、審議会の決定の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

文化審議会文化政策部会運営規則

(平成二十三年四月二十七日文化審議会文化政策部会決定)
(平成二十三年六月十四日一 部 改 正)

文化審議会運営規則（平成二十三年六月一日文化審議会決定）第四条第五項の規定に基づき、文化審議会文化政策部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会文化政策部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）、文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第一条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。
2 部会の会議の公開の手続その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮つて定める。

（雑則）

第二条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮つて定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（平成二十三年四月二十七日）から施行する。

文化審議会文化政策部会の会議の公開について

(平成23年4月27日文化審議会文化政策部会決定)
(平成30年10月1日一部改正)

文化審議会文化政策部会の会議の公開については、文化審議会文化政策部会運営規則(平成23年4月27日文化審議会文化政策部会決定)第2条第1項に定めるものほか、下記により取り扱うものとする。

(会議の公開)

1. 会議は、次に掲げる案件を審議する場合を除き、公開して行う。
 - (1) 部会長の選任その他人事に係る案件
 - (2) 上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

(会議の傍聴)

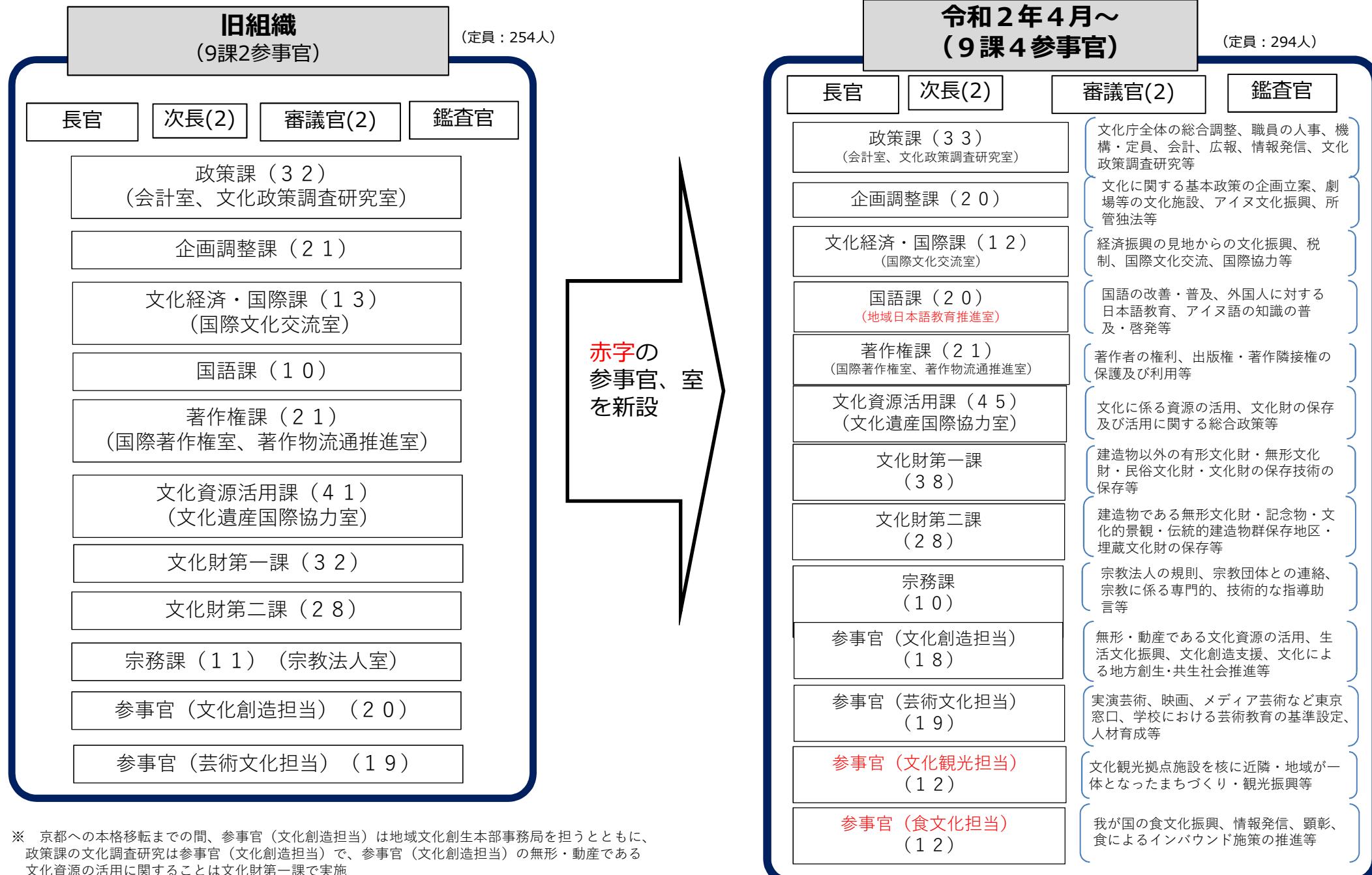
3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受け付けの順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、部会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
5. 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
6. 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
7. 部会長は、登録傍聴人が前二項の規定に反する行為をした場合には、当該登録傍聴人に対して退場を命ずる等適切な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

8. 会議資料は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるとときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
9. 議事録は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるとときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
10. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、部会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

文化庁の新組織について

資料 2－1



新型コロナウイルス感染症対応に係る 文化芸術関係の支援について



令和2年度 補正予算の概要

【1号補正】

○文化施設の感染症防止対策事業

博物館や劇場・音楽堂等の文化施設の再開に向けた感染症予防対策（時間制来館者システム導入、赤外線カメラ設置・空調設備・空気清浄機・アルコール消毒液等）への支援

※文化芸術・ライブエンタメ分野向け支援策 予算合計 約1500億円

21億円※

○生徒やアマチュアを含む地域の文化芸術関係団体・芸術家によるアートキャラバン

ふたたび文化芸術の熱意を取り戻すため、各分野の芸術団体・芸術家・地公体等の力を合わせ、舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流・多種多様な子供向けの文化体験・展示展覧会等を全国各地で開催するなど国民の文化芸術への熱意を復活させる事業を開催

13億円※

○子供のための文化芸術体験の創出事業

今回の学校休業にあわせ中止せざるを得なかった児童劇等の鑑賞教室が多く発生したことを踏まえ、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を拡充することで冷え込んだ文化芸術への関心を取り戻す

13億円※

○最先端技術を活用した文化施設の収益力強化事業

今回の文化施設の閉館による鑑賞環境の縮小を踏まえ、舞台芸術の高精細なコンテンツの配信や博物館の高精細動画を用いた展覧会など新しい鑑賞モデル事業を実践することにより、鑑賞環境を抜本的に改革し自律的な運営を目指す

14億円※

【2号補正】

○文化芸術・スポーツ活動の継続支援

509億円※

舞台芸術の活動自粛を余儀なくされたフリーランスを含む文化芸術・スポーツ関係団体等に対して、今後一層の感染対策をはじめとする、活動の継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術・スポーツの振興を図る。

○文化芸術収益力強化事業

50億円※

舞台芸術等において、各分野の特性を生かした新しい鑑賞環境の確立などの収益力確保・強化の取組を実践することにより、文化芸術団体の収益構造の抜本的な改革を促進する。

(他省庁と連携する取組) 【1号補正】

「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」

878億円（経産省）※

・ コンテンツ関係事業者（伝統芸能含む）に対し、海外展開のためのプロモーションとしての費用の一部を補助。

1.7兆円（経産省）

「Go To Eventキャンペーン」

・ 一定期間に開催されるイベント・エンターテイメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・クーポン等を付与。

2.3兆円（経産省）

「事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援」

・ 他省庁が行う支援についても、文化芸術をはじめとする幅広い業態の特殊性も踏まえたものとなるよう協力するとともに、文化芸術関係者の個別のニーズに応じて、具体的にどのような制度が利用できるのか等、情報提供等を行う。

融資や給付金等の対応について（政府全体の取組）

- ▶金融公庫等による緊急貸付・保証枠の拡充
- ▶全国全ての人々への新たな給付金（特別定額給付金）
- ▶雇用調整助成金の特例措置の拡充
- ▶小口融資の拡大
- ▶事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援（持続化給付金、家賃支援等）

※具体的にどの制度が利用できるのか等、文化芸術関係者の個別のニーズに応じた情報提供等を行います。
※文化芸術をはじめとする幅広い業態の特殊性も踏まえたものとなるよう協力します。



相談窓口及び各事業の公募情報等は文化庁HPよりご確認ください。

<文化芸術復興創造基金>



新規

活動継続・技能向上等への支援

感染拡大の影響により、舞台芸術等の活動自粛を余儀なくされたフリーランスを含む実演家や技術スタッフ等に対して活動の継続に向けた積極的取組等を支援します。

文化施設が負担したキャンセル料への対応

感染拡大防止に向けた対応等により生じた

指定管理者制度を導入している施設のキャンセル等による減収について、地方公共団体における適切な運用を依頼します。

チケット払戻請求権放棄を寄附金控除とする

税制改正

文化芸術に係るイベントの入場料等について観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、寄附金控除の対象とします。

文化施設の再開支援

文化施設における感染症予防対策、混雑緩和策としての時間制来館者システム導入を支援します。

拡充

文化芸術団体の収益力強化

（最先端技術を活用した鑑賞環境等改善）

動画制作・配信、教育コンテンツ等の制作支援等による鑑賞環境・収益力強化等のモデルの構築を行います（第1次補正の追加計上）。

▶一定期間に開催されるイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・クーポン等を付与。
【経産省と連携】

▶公演を延期・中止した主催事業者に対して、今後実施する無観客公演をはじめとするライブ公演の開催及びその収録映像を活用した動画の制作・海外配信の費用の一部を補助【経産省と連携】

アートキャラバン

生徒・アマチュアを含む芸術団体やフリーランスを含む芸術家による公演・展示を全国開催します。

子供たちの文化芸術の鑑賞・体験機会の創出

学校一斉休業で中止せざるを得なかった鑑賞教室や子供の文化芸術体験活動を支援します。

(独)日本芸術文化振興会に創設した文化芸術復興創造基金をはじめ、国民全体で文化芸術活動を支援する機運を醸成

全国高等学校総合文化祭のweb開催をはじめ、文化部活動における発表の場の確保を積極的に推進

自粛要請期

再開期

反転攻勢期

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、舞台芸術等の活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体においては、今後、一層の感染対策を行いつつ、活動の再開に向けた準備を進める必要がある。そのため、文化芸術関係者・団体に対して、直面する課題を克服し、活動の継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術の振興を図る。

文化芸術活動への緊急総合支援パッケージの全体像

文化芸術活動の継続支援 509億円（一部、スポーツを含む。）

【1】標準的な取組を行うフリーランス等向け（活動継続・技能向上等支援A-①）

- 簡易な手続き・審査により、活動費を支援（20万円まで）
- プロのフリーランスの実演家・技術スタッフ等の以下の取組などを支援
練習のための稽古場の確保、技能向上のための研修資料等の購入、調査・制作準備 等

【2】より積極的な取組を行うフリーランス等向け（活動継続・技能向上等支援A-②）

- 【1】の取組に加え、動画収録・配信による活動の発信等、発展的取組を追加して行うことで150万円まで応募可能

【3】小規模団体向け（活動継続・技能向上等支援B）

- 活動費を支援
(150万円まで。複数のフリーランス等と連携して取り組む共同事業も応募可能<1,500万円まで【10者の場合】>)
- 小規模団体の以下の取組などを支援
コロナ感染症対応の新たな公演・制作の企画 等（動画等による公演等の収録・配信、広報コンテンツの作成、感染症防止に対応した集団練習の実施等）

文化芸術収益力強化事業 50億円

【4】中・大規模団体向け ※ 小規模団体も応募可。

- コロナ後を見据えた新たな市場開拓・事業構造改革の取組等を支援

文化施設の感染症防止対策事業

趣旨

新型コロナウィルス等の感染症対策では、**感染のおそれのある発熱者の確認のための赤外線カメラ装置等や、空調換気や消毒液の衛生面の予防対策、さらにはキャンセル等で中止していた公演の再開に伴う環境整備が必要**である。劇場・音楽堂、博物館等の文化施設においてその対策支援が求められていることから、これら経費を支援する。

また、感染症対策においては、**混雑緩和が有効**とされていることから、美術館・博物館において、**時間制来館者システムを導入することは感染症を防止すること**もあり、そのための経費を支援する。

事業

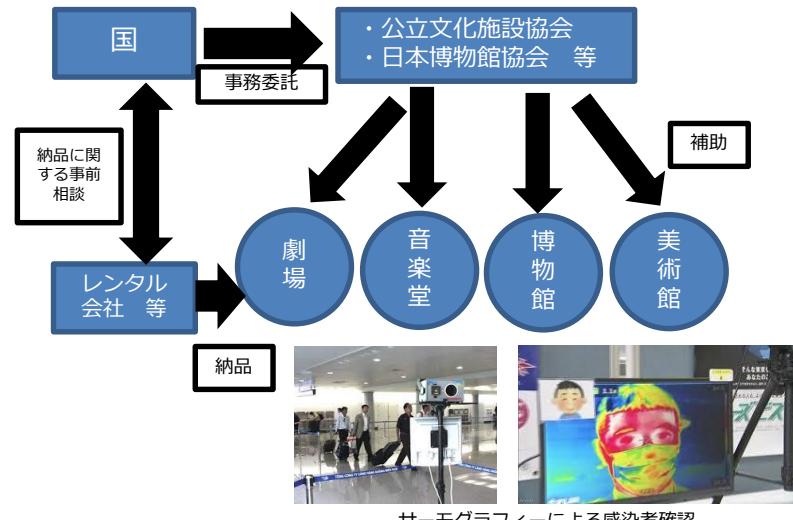
内容

支援

◎事業概要

1) 文化施設感染症予防等事業

全国の劇場・音楽堂、博物館等の文化施設が発熱者確認のためのサーモグラフィーや会場の換気を行うための空気清浄機等の感染症予防経費、公演再開時の環境整備を支援する。また、大型施設等の一定要件を満たす文化施設の空調設備の改修等を支援する。



■ 1,735百万円

- 対象施設：劇場・音楽堂、博物館
- 支援対象：赤外線カメラ装置、空気清浄機、消毒液、再開のための環境整備等、空調整備の改修
- 補助率：1／2 (上限4百万円 (原則))

2) 時間制来館者システム導入支援

博物館の「時間制来館者システム」は、混雑緩和に効果が高く、今後普及を図るべきシステムであり、チケットレス化も合わせたシステム導入の経費を支援する。

«時間制来館者を導入している博物館»

◎アーティゾン美術館

ARTIZON MUSEUM

1月18日(土)アーティゾン美術館、開館。
開館記念展
見えてくる光景
コレクションの現在地
2020年1月18日(土)~3月31日(火)

入館料は「日時指定予約制」です。 学生料金 買ウチ料金 中学生以下は無料 チケット購入 →



◎川崎市藤子F不二雄ミュージアム



■ 300百万円

- 補助率：2／3 (上限3百万円)
- ※ 対象事業者は、混雑緩和効果などの事業の成果を検証し、国に報告すること。

※事務委託費等：49百万円

生徒やアマチュアを含む地域の文化芸術関係団体・芸術家によるアートキャラバン

令和2年度補正予算額

1,317百万円



概要

新型コロナウィルスの感染拡大により、活動自粛を余儀なくされた地域の文化関係団体・芸術家を中心としてアマチュアを含む芸術団体やフリーランス等（約18万人が地域の文化活動を自粛、文化部活動の発表の中止・延期件数が687件等）、文化芸術関係者の力を合わせ、舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流等の公演や展示・展覧会等を開催するとともに、障害者を含む多様な子供の文化体験・発表機会等を確保するなど、地域住民参加型の活動を全国各地で実施する。

こうした取組を通じて文化芸術に対する関心を高め、多様で特色ある文化芸術を振興し、地域住民の文化芸術活動を推進する。

事業の内容

（実施主体）

- ・地域の文化関係団体・芸術家・アマチュアを含む芸術団体
フリーランス・文化芸術関係者 等

（実施内容）

- ・舞台芸術・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・国際文化交流の公演や展示・展覧会等
- ・障害者を含む多種多様な子供の文化体験・発表機会等の確保

（実施地域）

- ・全国25地域で開催



期待される事業効果

アートキャラバンの 開催

文化庁及び各分野の芸術団体、フリーランス、都道府県、全国規模または地域の文化関係団体等文化芸術関係者の連携・協力

- ・子供の文化体験や発表機会の確保
- ・特色ある地域文化の全国発信
- ・文化芸術活動への関心・熱意を取り戻す

- ・我が国全体の文化芸術団体のネットワークの構築
- ・国内の文化芸術活動の活発化
- ・地域の文化団体等のレベルアップ、活性化
- ・都道府県の知名度・イメージの向上
- ・地域経済活性化・観光集客の向上

要求内訳

@51,500千円 × 25地域 = 1,287百万円 ほか事務委託費 30百万円

- 義務教育期間中の子供たちが質の高い文化芸術に触れる機会の充実に努める。
- より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への呼びかけなどを行う。将来的には、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。
- これまでの実演芸術に新たにメディア芸術分野を追加・拡充することにより、今まで以上に発想・創造力等を育むことによって、より充実した芸術教育の推進を図る。
- 他教科と比べ、学校内における研鑽の機会が乏しい美術や音楽といった芸術系教科等担当教員等への研修等を通じた学びの機会を確保するとともに、今後の芸術教育の方向性や文化と教育両分野の一体的な学習プログラムの構築等を検討する。

- 1 巡回公演事業(国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演を実施する)
- 2 合同開催事業(山間、へき地、離島など鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校等について、合同で実演芸術公演を実施する)
- 3 芸術家の派遣事業(個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施する)
- 4 コミュニケーション能力向上事業(芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する)
- 5 芸術教育における芸術担当教員等研修事業(小・中学校等の芸術担当教員への研修及び実演鑑賞を実施するとともに、交流会等の意見交換の場を設ける)

【追加枠】子供たちの文化体験機会の創出

新型コロナウィルス感染症の影響による学校の一斉休業をした結果、中止せざるを得なかった児童劇等の鑑賞教室について、特別枠として、多くの公演が中止となった児童劇団体等に協力を依頼し、令和2年度の巡回公演予定校とは別に、影響を受けた学校や、これまで本事業に採択されていない学校を優先しつつ、巡回特別公演等を実施することにより、子供たちが質の高い文化芸術に触れる機会を創出し、冷え込んだ文化芸術への関心を取り戻す。

□追加公演750公演（学校鑑賞教室中止件数504件＋普及促進246件）



豊かな創造力・想像力を養う

思考力やコミュニケーション能力など
社会人としての素養を身につける

将来の芸術家や観客層を育成し、
優れた文化芸術の創造につなげる

趣旨

多くの公益性のある舞台芸術団体や劇場、博物館では、入場料収入を中心に経営を維持しており、新型コロナの感染拡大による影響で、大幅な収益の減少により運営の危機に晒されている。収益構造の改革として、実際の鑑賞のみならず、8K等の高精細コンテンツの配信等を最大限活用し、各分野の特性を活かした新しい鑑賞モデルの実践や、博物館においても、博物館の持続可能な博物館運営に資する取組として、高精細コンテンツを活用した展覧会等のモデル事業を実践することにより、国内の新たな鑑賞者の拡充や海外需要を引き寄せることで、収益構造の抜本的な改革、舞台芸術団体や劇場、博物館の自律的な運営を目指す。今回のモデル事業を通じて費用対効果を検証し、持続的なモデルを探求していく。

事業

内容

支援

◎事業概要

(1) 最先端技術鑑賞モデル構築事業

舞台芸術の各分野の特性を活かした新しい鑑賞モデルを実践。舞台芸術の収益構造では会場の収容人員以上の収入を得ることは困難であり、新型コロナによって無観客の動画配信の取組等、新たな収益構造を模索する。

また、博物館の文化資源を高精細コンテンツ等を活かした展覧会や教育事業等、新たな鑑賞モデルを実践する。

- ・海外配信によるグローバルな顧客の創出
- ・ライブビューイング等の同時配信による収入機会の拡充
- ・高精細画像でのアーカイブ化による配信コンテンツの充実
- ・学芸員の解説付きの展覧会動画配信
- ・学校教育に活用できる教育コンテンツの制作・配信 等

(びわ湖ホール)

実施日：令和2年3月7～8日

会 場：びわ湖ホール（無観客）

実施方法：動画配信サイト「Youtu.be」で無料生配信

視聴回数：1日約1万2千人、延べ20万人（3月12日報道現在）

（参考）3月12日付朝日新聞（夕刊）3面『無観客でも登り切った「頂上」』

(2) 博物館異分野連携モデル構築事業

博物館×アニメ、博物館×ゲーム、博物館×マンガ等、エンタメコンテンツと博物館は、文化資源の解説・展示という観点から連携しやすい組み合わせであり、「文化で稼ぐ」視点から博物館の取組を調査・分析を行う。

◎異分野（アニメ、ゲーム、マンガ等）



◎博物館（美術、歴史、自然史、動水植）

÷ 2.5次元



■ 920百万円（公益性のある舞台芸術団体や劇場、博物館を対象）

- ・舞台芸術 720百万円 (@ 24百万円×5分野×6事業)
 - ※ 5分野：音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能
- ・博物館 200百万円 (@ 10百万円×4分野×5事業)
 - ※ 4分野：美術、歴史、自然史、動・水・植

■ 500百万円

- ・16事業（異分野連携）×1件 30百万円
 - ※ 4分野：美術、歴史、自然史、動・水・植
 - ・事務委託等：20百万円

新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援(全体イメージ図)

令和二年度一次補正予算成立時点の支援策。

魅力ある公演・イベント等の実施

主催者

(オーケストラ、劇団、興行主、劇場・音楽堂等)

活用が考えられる支援

- ▶無利子・無担保融資(公庫)
- ▶セーフティーネット保証付融資(民間)
- ▶雇用調整助成金
- ▶持続化給付金
- ▶文化庁補正予算等による活動支援
- ▶チケット払戻に係る税制改正

出演者

楽器演奏者／歌手／ダンサー

合唱団／俳優／落語家 等

※オーケストラ、劇団等と雇用関係にある場合もある



演出・舞台スタッフ

演出家／舞台監督／照明
音響監督／衣裳デザイナー 等

※事務職員等が雇用されている場合もある



関連事業者

会場貸付業 等

各種教室業 映像出演 等



フリーランス (個人事業主)



活用が考えられる支援

- ▶個人向け緊急小口資金等
- ▶小学校等の臨時休業に対応する保護者支援
- ▶持続化給付金
- ▶定額特別給付金 (一律一人10万円)

新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援(例)

※以下に挙げるのは一例であり、個別のニーズに応じた支援策については、[文化庁HP「文化芸術関係者に対する支援情報窓口」](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html)(https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html)を活用し、御検討ください。

令和二年度一次補正予算成立時点の支援策。

例1

フリーランス実演家(ダンサー) Aさん の場合



- ・個人事業主
- ・複数の相手方から依頼を受け、
①公演 ②映像出演 ③アマチュア指導など実施
⇒イベント自粛等により収入がほぼゼロに

※フリーランスの演出・舞台スタッフ等も同様の扱い
※団体等と雇用関係にある場合でも、個人事業主として活動している者も多い

活用が考えられる支援

- ▶個人向け緊急小口資金、生活支援費(世帯向け)
 - ▶小学校等の臨時休業に対応する保護者支援
 - ▶持続化給付金(上限100万円)
 - ▶定額特別給付金(一律一人10万円)
- ※その他、地方税や電気・ガス料金の支払猶予など



例2

地域で活動する B劇団



- ・有限会社
- ・劇団員は日雇用
- ・事務所や稽古場あり(賃貸月数十万円)
⇒収入が激減する中、固定費の支出が続き
経営難に

活用が考えられる支援

- ▶セーフティーネット保証付融資(民間金融機関)
- ▶無利子・無担保融資(日本政策金融公庫)
- ▶持続化給付金(上限200万円)
- ▶文化庁補正予算等による活動支援(下記参照)
- ▶チケット払戻請求権放棄を寄附金控除とする税制改正

※各劇団員やスタッフ等は、上記「例1」の個人向け支援も利用可能



新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援(例)

令和二年度一次補正予算成立時点の支援策。

例3

全国規模で公演するCオーケストラ



- ・財団法人
- ・チケット収入が主。年予算数億円規模
- ・多数の楽団員の雇用有り

⇒収入が激減する中、固定費の支出が続き
経営難に。雇用を守る必要も。
(被雇用者は、雇用調整助成金の活用により休業中でも
給与の支払いを受けられる)



活用が考えられる支援

- ▶無利子・無担保融資(日本政策金融公庫)
- ▶雇用調整助成金
- ▶持続化給付金(上限200万円)
- ▶文化庁補正予算等による活動支援(下記参照)
- ▶チケット払戻請求権放棄を寄附金控除とする税制改正

※各楽団員やスタッフ等は、「例1」の個人向け支援も利用可能

※会場貸付業や各種教室業等についても、セーフティーネット保証付き融資や無利子・無担保融資(日本政策金融公庫)等、各種制度の活用が考えられる。

【参照】文化庁一次補正予算による活動支援

- アートキャラバンの開催
 - 子供たちの文化芸術の鑑賞・体験機会の創出
 - 最先端技術を活用した鑑賞機会等改善
- (他省庁と連携する取組)
- ▶「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」【経産省】
 - ▶「Go To Event キャンペーン」【経産省】

※各種制度については、要件緩和等を隨時実施

最新の情報、解説等について、[文化庁HP「文化芸術関係者に対する支援情報窓口」](#)において発信中です。

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html

文化芸術関係の感染拡大予防の主なガイドライン

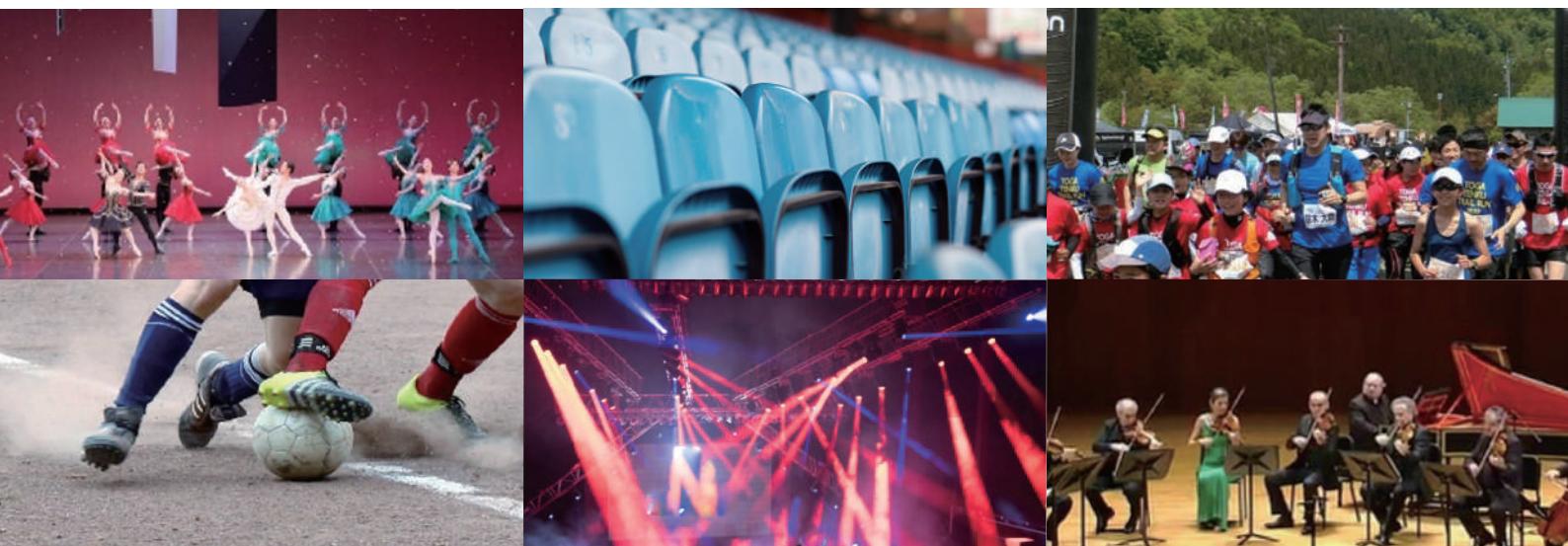
文化庁では、関係文化団体等における感染拡大予防ガイドライン等について、作成にあたって助言を行うとともに、文化庁HPにおいて公表。

ガイドライン名	作成団体名	公表日
博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン	公益財団法人日本博物館協会	令和2年5月14日
劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン	公益社団法人全国公立文化施設協会	令和2年5月14日
音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(無観客公演関係)	一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 一般社団法人日本音楽事業者協会 一般社団法人日本音楽制作者連盟	令和2年5月27日
クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン	クラシック音楽公演運営推進協議会	令和2年6月12日
舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	緊急事態舞台芸術ネットワーク	調整中
ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッショն	令和2年6月24日

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止等した文化芸術・スポーツイベントのチケットを払い戻さず「寄附」することにより、税優遇を受けられる制度が新設されました。

新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、ファンの間に感染が広がる最悪の事態を避けるため、それまで全力で進めてきた準備をすべて投げうち、苦渋の決断で開催を中止等した文化芸術・スポーツイベントが数多くあります。

中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けない(放棄する)ことを選択された方は、その金額分を「寄附」と見なし、税優遇(寄附金控除)を受けられる新たな制度を創設しました。



皆さんが応援するチーム・アスリートや今も力を与えてくれるアーティストなど、文化芸術・スポーツに関わる方々を応援したい、そんな「想い」を支える新しい税制が始まりました。

具体的な手続きは裏面をご覧ください⇒

寄附金控除までの具体的な流れ

STEP

1

主催者 ⇄ 文化庁・スポーツ庁

主催者からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が
対象イベントを指定

- 現に中止等(中止・延期・規模縮小)されたイベントを幅広く対象とします。
- 対象イベントは、文化庁・スポーツ庁のHPに順次アップします。

STEP

2

主催者 ⇄ 参加者 (払戻しを受けないことを選択された方)

参加者が対象イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡。
主催者から、指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書を入手。

STEP

3

参加者 ⇄ 税務署

確定申告の際に、上記2点の証明書と共に申告。
(e-taxでの申告も可能)
⇒寄附金として税優遇の対象となります。

(優遇内容のイメージ)

10,000円のチケット代金を払い戻さずに「寄附」

⇒好きなアーティスト等に「寄附」できた上、最大4,000円の減税！

※具体的な減税額は、寄附された方の所得額や居住されている自治体により異なります。

※税額控除の場合、(対象チケット代金合計-2,000円)×40% (+住民税分)の減税。

(注)上記「-2,000円」は、今回の特例「寄附」以外の寄附も含めた年間寄附総額に対して一回のみ適用されます。

その他の留意点

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催予定だったものの、結果として中止等された一定の文化芸術・スポーツイベントであって、上記STEP1の手続を経て文化庁・スポーツ庁のHPに掲載されたものが対象となります。ただし、不特定多数を対象としていないイベント、そもそも払戻しが受けられないイベントは対象となりません。
- 年間ごとに合計20万円までのチケット代金分が、この制度による優遇の対象となります。
- 地方税の税優遇については、居住している自治体にお問合せください。



問合せ先 文化庁 本件税制担当
03-5253-4111 (内線:4764)

スポーツ庁 本件税制担当
[観戦チケットの払戻しについて] 03-5253-4111 (内線:2686)
[イベント参加料の払戻しについて] 03-5253-4111 (内線:2688)

文化芸術復興創造基金について

(独立行政法人 日本芸術文化振興会)

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術団体は長期にわたる公演等の中止など、非常に厳しい状況にあることから、文化芸術活動の存続を支援し、今後の我が国の文化芸術の振興・普及を図るために寄附金を財源とする基金を創設する。

2. 寄附金の概要

募集期間 令和2年5月～

寄附の申込 一口1,000円から

寄附金の使途 文化芸術団体等の事業活動を継続するための支援。

<事業活動の種類>

①舞台芸術等

音楽（オーケストラ・オペラ・室内楽・合唱・吹奏楽等）

舞踊（バレエ・現代舞踊・民族舞踊等）

演劇（現代演劇・児童演劇・人形劇・ミュージカル等）

伝統芸能（古典演劇・邦楽・邦舞・落語・講談・浪曲・漫才・奇術・太鼓樂等）

美術、デザイン、建築、メディア芸術

②地域文化関係 文化施設・地域文化団体の公演・展示

③文化財関係 文化財保存伝承等

④映画芸術関係 映画祭、映画製作等

税制上の優遇措置 団体は法人税、個人は所得税

3. 支援の概要

助成募集期間 1,000万円以上集まった段階で実施。

助成対象 舞台芸術等活動、地域文化関係活動、文化財関係活動、映画芸術関係活動を行う文化芸術団体等で、令和2年2月1日以降、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けて、事業活動が停滞し、助成を希望する月の前月以前の月の収入が前年同月比で減少している場合。

助成金額 100万円単位

※募集時に、対象分野や収入の減少率の設定、助成金額を変更する場合があります。



文化芸術団体等の持続的な活動を支援していただく

文化芸術復興創造基金のご案内

●文化芸術復興創造基金とは

我が国の文化芸術の振興・普及を目的に、文化芸術団体等の事業活動継続にご支援いただくための基金です。



狂言「麻生」撮影:前島写真店 前島吉裕



日本フィルハーモニー交響楽団 第674回東京定期演奏会
撮影:浦野 俊之

●文化芸術復興創造基金の使い道

新型コロナ感染症の影響を受けて、公演活動等が行えなかった文化芸術団体等の活動費の一部に役立てさせていただきます。

※ジャンルを指定したご寄附も承ります。
(音楽、舞踊、演劇などの舞台芸術、美術、
地域文化、文化財、映画芸術の活動など)

※ただし、対象とする活動を限定して支援する場合がございます。



東京バレエ団 ブルメイステル版『白鳥の湖』第2幕より
Photo : Kiyonori Hasegawa

●詳しくは

日本芸術文化振興会ウェブサイト

をご覧ください。

<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/shien/reconstruction.html>

●お問い合わせ

日本芸術文化振興会基金部企画調査課

kikakuchosa-nt@ntj.jac.go.jp

TEL 03-3265-6302

——文化芸術復興創造基金について——

このたびの新型コロナウイルスに罹患された皆様と、感染拡大により日々の営みに影響を受けられている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。◆日本芸術文化振興会は、芸術家や芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他の文化の振興や普及を図るための活動に対し、国の補助金及び芸術文化振興基金による援助を行っております。◆このたび、新型コロナウイルス感染症の影響によって文化芸術活動には多大な困難が生じており、振興会としては助成金の運用の弾力化や交付の早期化に懸命に努力を重ねております。しかしながら、公演等の事業の中止・縮小等が続き、多くの文化芸術団体にとって今や活動を存続させること自体が危機に直面しています。◆心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持つ、文化芸術団体等の事業活動の継続を支援するため、日本芸術文化振興会として、このたび「文化芸術復興創造基金」を創設いたしました。◆この基金へのご寄附は、様々な文化芸術を支援するための資金とさせていただきます。どうかこの基金設立の趣旨にご賛同を賜り、格別のご協力とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

◆独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 河村潤子◆

文化芸術復興創造基金と所得税等の控除

いただいたご寄附の額に応じて「寄附金控除」（所得控除）という税制上の優遇措置の対象となります。

$$\text{寄附金額(A)} - 2,000 \text{ 円} = \text{所得控除額}$$

※(A)は次のいずれか低い金額となります。

(1)その年に支出した特定寄附金の額の合計額 (2)その年の総所得金額等の40%相当額

※具体的な減税額は、寄附された方の所得額により異なります。

※住民税（地方税）については、各自治体にお問合せください。

※法人の場合は一般の寄附金とは別枠で損金に算入することができます。

文化芸術復興創造基金への寄附手続き

1. 「寄附申込書」に必要事項を記入してお送りください。（ウェブサイトの様式をご利用ください）

お送り先：kikakuchosa-nt@ntj.jac.go.jp

（郵便の場合）〒102-8656 千代田区隼町4-1 日本芸術文化振興会基金部企画調査課 宛て

2. ご寄附をお振込みください。（恐れ入りますが振込手数料はお客様のご負担となります）

・銀行振込の場合

みずほ銀行 虎ノ門支店 普通口座 4505032 （口座名義：独立行政法人日本芸術文化振興会）

※みずほ銀行本支店の窓口に限り、振込手数料が無料で行える振込依頼書をご用意しております。ご申請のご住所に郵送いたしますので、こちらをご利用の場合は振込手続きを進めず、振込依頼書の到着をお待ちください。

・クレジットカード決済の場合

※ただいま準備中です。

ご注意事項

・確定申告の際に必要となる領収証を発行いたします。ご寄附受付日が領収証の日付となり、翌月末を目途に発行・送付いたします。再発行はできませんので、大切に保管をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う 文化芸術に関する各種支援のご案内

2020年6月30日時点

クリックでWEBサイトに飛びます（準備中のものを除く）

文化庁の電話は文部科学省
代表 03-5253-4111 から

劇場・音楽堂、博物館の 感染症防止のために	文化施設の 感染症防止対策事業	400万円まで（原則）	文化庁 企画調整課 (内線3056、4897)	公募期間 (5/25~6/19)
博物館の時間制 来館者システムを導入		300万円まで		
博物館の新しい 鑑賞モデルを導入	最先端技術を活用した 文化施設の 収益力強化事業	1,000万円程度	文化庁 企画調整課 (内線3056)	公募準備中 (6月下旬~)
博物館とエンタメ コンテンツとの連携を支援		3,000万円程度		
フリーランスの 実演家等を支援	文化芸術・ スポーツ活動の 継続支援	簡易な手続・ 審査による活動費支援 20万円まで	文化庁 参事官 (芸術文化担当) (内線2828、2831)	公募準備中 (7月上旬を目処に 募集案内 公表予定)
より積極的な取組を行う フリーランス等を支援		150万円まで応募可能		
小規模な 文化芸術団体を支援		150万円まで <small>複数のフリーランス等と連携して取り組む共同活動も応募可能(1,500万円(10者)まで)</small>		
中・大規模な 文化芸術団体を支援 <small>小規模団体も応募可</small>		事業規模に応じた支援		
中止となった 鑑賞教室等の実施を支援	子供のための文化芸術 体験の創出事業	全額支援	文化庁 参事官 (芸術文化担当) (内線2835)	公募準備中 (7月~)
地域住民参加型の 活動を各地で実施	地域の文化芸術関係団体 ・芸術家による アートキャラバン	1地域当たり 5,000万円程度	文化庁 参事官 (芸術文化担当) (内線3145)	公募中 (6/26~7/17)
文化芸術イベントのチケット を払い戻さずに寄附する 仕組みの導入	チケット払戻請求権 放棄を寄附金控除とする 税制改正(チケット寄附税制)	例えば、10,000円の チケット代金を寄附すると、 最大4,000円の減税	文化庁 税制担当 (内線4764)	対象イベントを 募集中

公演を実施し、その収録映像を海外に発信	コンテンツグローバル需要創出促進補助金 J-LODlive	5,000万円まで	特定非営利活動法人 映像産業振興機構 050-5370-7186	公募中
中小・小規模事業者等への支援	持続化給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●中小法人等:200万円まで ●フリーランスを含む個人事業者:100万円まで 	持続化給付金 事業コールセンター 0120-115-570	公募中
小規模事業者の販路開拓等を支援	持続化補助金	100万円まで + <ul style="list-style-type: none"> ●事業再開枠:50万円まで ●追加対策枠:50万円まで (「追加対策枠」はライブハウス等が対象) 	全国商工会連合会 03-6670-3960 日本商工会議所 03-6447-5485	公募中
地代・家賃の負担を軽減	家賃支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●法人:600万円まで ●個人事業者:300万円まで 	準備中	詳細は検討中
休業手当等を支払った雇用維持事業主に助成	雇用調整助成金	<ul style="list-style-type: none"> ●休業の助成率: 4/5(中小)、2/3(大企業) ●解雇等を行わない場合: 10/10(中小)、3/4(大企業) 助成額は、一人一日当たり 15,000円まで 	雇用調整助成金 コールセンター 0120-60-3999	申請受付中 (9月末まで)
一時的な資金が必要な方のための緊急の貸付	個人向け緊急小口資金等	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急小口資金:20万円まで (個人事業主等) ●総合支援資金:月20万円まで (3ヶ月以内) 償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除 	個人向け緊急小口資金 ・総合支援資金相談 コールセンター 0120-46-1999	受付中 (9月末まで)
自治体が実施する事業を支援	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	自治体ごと	内閣府 地方創生推進事務局 03-5510-2151	自治体ごとに対応
自治体からの支援	新型コロナウイルス感染症に係る支援の取り組み (都道府県・政令指定都市)	自治体ごと	一般財団法人 地域創造 03-5573-4183	自治体ごとに対応

文化庁 LINE 公式アカウントの開設

～ 文化芸術に関する情報をお届けします～

LINE公式アカウント 開設しました。

文化芸術に関する情報をお届けします

LINE 友だち追加



文化芸術を楽しみたい・応援したいなど幅広い方々に向けて、

それぞれが必要とされている情報をお届けすることを目的に、

文化庁 LINE 公式アカウントを開設しました。

今後、掲載内容の充実等を行ってまいります。

(掲載内容)

- ・文化庁広報誌「ぶんかる」
- ・文化芸術復興創造基金
- ・チケット寄附税制
- ・新型コロナ感染症対策の各種情報など

新型コロナウイルス感染症に関する文化芸術支援(各国比較)

2020/07/2現在

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
(概説) 分野横断施策による支援	<p>4月7日、事業規模108兆円の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」発表。「持続化給付金」(2.3兆円)で中小企業に上限200万円、個人事業主に上限100万円を給付し、文化芸術の特殊性を踏まえて対応。全国すべての人々へ一律に一人当たり10万円の「特別定額給付金」を給付。雇用調整助成金の特例、緊急小口資金等の特例を実施。</p> <p>5月27日、事業規模117兆円の第2次補正予算案が発表。</p>	<p>3月27日、総額2兆ドル(214兆円)の「新型コロナウイルス支援・救済・経済安定法」(CARES Act)による救済パッケージ発表。</p> <p>納税者への現金給付(所得制限のもと個人に1,200ドル(13万円)を給付)、企業・自治体支援5,000億ドル(54兆円)、中小企業支援3,700億ドル(40兆円)により失業保険の受給条件緩和等。</p>	<p>3月17日、3,300億ポンド(44兆円)の政府保証貸付による産業界支援と2020年度予算における300億ポンド(4兆円)の追加支援を発表。</p> <p>3月26日、個人事業主への支援策を発表。個人事業主に月額2,500ポンド(34万円)を上限に、過去3年の平均月収の80%を3か月給付。</p>	<p>3月17日、総額450億ユーロ(5兆円)の緊急企業支援策を発表。休業手当を国が全額補填。「コロナウイルスの影響を受けた企業の連帯基金」(10億ユーロ)(1,206億円)により小規模企業、非営利団体、フリーランス等に月額最大1,500ユーロ(18万円)を支援。</p> <p>4月15日、「連帯基金第二部」が発表。大きな影響を受けた零細/中小企業・団体に2,000ユーロ(24万円)~5,000ユーロ(60万円)給付(国が70億ユーロ(8,439億円)拠出)。</p>	<p>3月23日、1225億ユーロ(15兆円)の緊急対策パッケージを発表。500億ユーロ(6兆円)の個人事業主・零細企業向け包括パッケージの枠組みで、個人事業主又は従業員5人以内の企業に9,000ユーロ(108万円)、従業員10人以内の企業に1万5,000ユーロ(181万円)を給付。同時に、6,000億ユーロ(72兆円)規模の「経済安定化基金」設立発表。</p> <p>6月3日、1300億ユーロ(16兆円)の景気刺激・危機克服・未来パッケージを発表。</p>
(概説) 文化芸術固有の支援の概括	<p>第1次補正予算で文化庁が61億円の支援事業を、経産省が文化庁連携としてコンテンツグローバル需要創出促進事業878億円を新設。「Go Toキャンペーン事業」1.7兆円を新設。</p> <p>第2次補正予算案で文化庁が文化芸術活動への緊急総合支援パッケージ560億円を発表。</p> <p>中止イベントのチケットを払い戻さない寄付金控除を新設。</p>	<p>米国芸術基金(NEA)が非営利芸術団体向けに7,500万ドル(80億円)の支援を発表。プロジェクトベースの事業費助成でなく、運営費に充てることを可能とし、通常の受給要件であるマッチングファンドも不要とする。</p>	<p>アーツカウンシルが1.6億ポンド(215億円)の緊急支出を決定。アーツカウンシル助成団体に9,000万ポンド(121億円)、それ以外の文化団体に5,000万ポンド(67億円)(1団体当たり上限3,500ポンド(47万円))、文化・創造産業従事者を対象に2,000万ポンド(27億円)(一人当たり上限2,500ポンド(34万円))を支援。</p>	<p>文化省と省所管の分野別事業者が2,200万ユーロ(27億円)の初期支援。アート・実験的映画上映への助成前払い、中止イベントへの助成支払い等。</p> <p>音楽、映画・映像・視聴覚への追加拠出5,000万ユーロ(60億円)、舞台芸術のアンテルミタン(失業保険)を延長。</p>	<p>連邦政府の個人事業主・零細企業向け包括パッケージは事業経費のみ対象であり、各州が芸術家・クリエイターへの支援として、要件を緩和、金額を追加して運用。</p> <p>6月17日、文化メディア担当国務大臣が文化事業の再開支援・景気刺激策として「NEUSTART KULTUR(文化の新たな出発)」10億ユーロ(1,206億)を発表。</p>

各国の政府プレスリリース等をもとに作成

新型コロナウイルス感染症に関する文化芸術支援(各国比較)

2020/07/2現在

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
1. 文化芸術団体への緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎文化庁により団体を支援(小規模団体:150万円まで、中大規模団体:150-2,500万円程度)(緊急総合支援パッケージ予算規模560億円)。 ◎最先端技術鑑賞モデル構築として、舞台芸術2,400万円、博物館1,000万円を支援(予算規模9.2億円)。 ◎中止イベントのチケットを払い戻さない寄付金控除を新設。 ●持続化給付金により中小企業に上限200万円給付。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎米国芸術基金(NEA)により、非営利文化芸術団体に5万ドル(536万円)を給付し、通常の受給要件であるマッチングファンド不要とする(予算規模4,500万ドル(48億円))。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎アーツカウンシルにより、アーツカウンシル助成団体に給付(明示的な上限なし)(予算規模9,000万ポンド(121億円))。 ◎それ以外の文化団体に上限35,000ポンド(470万円)を給付(予算規模5,000万ポンド(67億円))。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎国立音楽センター基金で上限3.5万ユーロ(422万円)給付(予算規模1,150万ユーロ(14億円))。録音音楽・音楽出版救援基金(100万ユーロ(1億円))。民間舞台芸術支援緊急基金(500万ユーロ(6億円))。映画視聴覚「撮影中止補償基金」(5000万ユーロ(60億円))。 ●連帯基金により小規模企業や非営利団体等に月最大1,500ユーロ(18万円)援助。 ◎文化分野の連帯基金第二部の給付上限を1万ユーロ(121万円)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員5人以内の企業は9,000ユーロ(108万円)、従業員10人以内の企業は15,000ユーロ(181万円)受給可能。 ◎美術館等のデジタル対応に1.5億ユーロ(181億円)。 ◎文化イベント主催者がチケット払戻に代えて、再開後に同額・同種の催しに使用可能なバウチャーを文化イベント主催者が発行できるように、規制緩和。
2. 芸術家個人への緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎文化庁によりフリーランス等を支援(標準的な取組:20万円程度、より積極的な取組:最大150万円)(緊急総合支援パッケージ予算規模560億円) ●持続化給付金により収入減の個人事業主に上限100万円を支援。 ●特別定額給付金により国民一人当たり10万円給付。 	<ul style="list-style-type: none"> ●所得制限のもと個人に1,200ドル(13万円)を給付。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎アーツカウンシルにより、文化・創造産業従事者を対象に、一人当たり上限2,500ポンド(34万円)を給付(予算規模2,000万ポンド(27億円))。 ●個人事業主に月額2,500ポンド(34万円)を上限に、過去3年の平均月収の80%を3か月給付。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎美術では国立造形芸術センターの緊急基金で上限2,500ユーロ(30万円)給付(基金規模50万ユーロ(6,028万円))。 作家の作品購入(予算規模60万ユーロ(7,233万円))。メディア・舞台芸術では劇作家作曲家協会の緊急基金で1,500ユーロ(18万円)給付。 舞台芸術のアンテルミタン受給期間を2021年8月末まで自動延長。 ●連帯基金により月最大1,500ユーロ(18万円)援助。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎音楽、演劇、映画等の従事者に4.5億ユーロ(542億円)を支援。 ●個人事業主は9,000ユーロ(109万円)受給可能(さらに各州が上乗せ、使途緩和を実施)。 ◎NRW州は、フリーランスのプロの芸術家への緊急援助として2,000ユーロ(24万円)給付(予算規模500万ユーロ(6億円))。

●は分野横断施策、◎は文化芸術固有の施策

各国の政府プレスリリース等をもとに作成

新型コロナウイルス感染症に関する文化芸術支援(各国比較)

2020/07/2現在

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
3. 文化芸術活動の再開後の支援	<p>◎感染症対策支援21億円、イベント開催支援13億円、子供の体験活動支援13億円。</p> <p>◎経産省が文化庁連携としてコンテンツグローバル需要創出促進事業878億円を新設。</p> <p>●「Go Toキャンペーン事業」1.7兆円を新設。</p>			<p>◎アーティストによる芸術教育を拡大。2020年夏に実施するアーティストによる教育事業を公募(予算2,000万ユーロ(24億円))。</p> <p>●総額180億ユーロ(2兆円)の観光支援策(一部を文化観光支援に充当)。</p>	<p>◎NEUSTART KULTURに10億ユーロ(1,206億円)(私立施設の感染症対策2.5億ユーロ(301億円)、民間中小規模の文化施設及び事業支援4.5億ユーロ(542億円)、デジタル化支援1.5億ユーロ(181億円)、文化施設の収入減/支出増に1億ユーロ(121億円))。</p> <p>◎国の施設の衛生面改修(予算規模1,500万ユーロ(18億円))。</p>
4. 支援に係る情報提供	<p>文化庁が「新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口」を設置。</p> <p>https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html</p>	<p>NEAが「コロナウイルス感染症に係る芸術家・芸術団体向けの情報源」を設置。</p> <p>https://www.arts.gov/covid-19-resources-for-artists-and-arts-organizations</p>	<p>アーツカウンシルが「コロナウイルス支援」を設置。</p> <p>https://www.artscouncil.org.uk/covid19</p>	<p>文化省特設サイト「コロナウイルス:分野別文化支援策」設置。</p> <p>https://www.culture.gouv.fr/Aides-demarches/Covid-19-le-ministere-informe-les-professionnels/Covid-19-les-mesures-de-soutien-pour-la-Culture-secteur-par-secteur</p>	<p>経済エネルギー省と文化メディア担当大臣の連携で設置する「文化創造産業センター」にコロナ支援特設サイトを設置。</p> <p>https://kreativ-bund.de/corona</p>
5. メディアの活用	<p>文化庁が「外出自粛中の皆様へ～文化芸術に触れませんか～」を開設。</p> <p>https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/touch_culture_art/index.html</p>	<p>NEAや各劇場・美術館のウェブサイトにおいて既に多くの情報、画像、動画が提供。</p>	<p>BBCがアーツカウンシル等と連携し「隔離期における文化:芸術文化を家庭に届ける」として文化芸術プログラムを提供。</p> <p>https://www.bbc.co.uk/blogs/aboutthebbc/entries/9b107488-0154-4435-a9a1-81bd16224086</p>	<p>文化省が「#おうちで文化」として、所管事業者のデジタルリソースを無料公開。</p> <p>https://www.culturecheznous.gouv.fr</p>	<p>ベルリンフィルがデジタルコンサートホールを開設(1か月無料公開、その後通常料金)。</p> <p>https://www.digitalconcerthall.com/ja/news</p> <p>ベルリン都市州が「ベルリン・(ア)ライブ」を開設。</p> <p>https://www.berlinalive.de/</p>

●は分野横断施策、◎は文化芸術固有の施策

各国の政府プレスリリース等をもとに作成

新型コロナウイルス感染症に関する文化芸術支援(各国比較)

2020/07/2現在

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
6. 文化芸術固有の施策の財源	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等に基づく補正予算。	「新型コロナウイルス支援・救済・経済安定法」(CARES Act)に基づく補正予算。	アーツカウンシルの既存事業の停止と内部留保の活用。	13億ユーロ(1,567億円)の文化芸術固有措置予算のうち9億4,900万ユーロ(1,144億円)は舞台芸術のアンテルミタン。	景気刺激・危機克服・未来包括パッケージにおける予算。各州政府は、連邦政府の施策に先立ち、芸術家が生活費にも使用できる給付金を含む芸術文化固有の予算を編成。
7. 既存予算の使途の柔軟化等	日本芸術文化振興会は、事業を中止した場合も、中止までの活動実施に要した経費のほかキャンセル料等を助成対象とした。また、インターネット配信等を行う場合は活動を実施したと見なすとした。	NEAは、助成事業の実施にあたり、用途の変更、事業途中での終了、実施時期の変更、事業目的の変更(例:2020年の子供合唱キャンプの実施を2021年に延期し、2020年はその準備事業を行う)等の柔軟的・例外的な取扱を認める。	アーツカウンシルは、既存事業を停止して、緊急対応パッケージに組換えた。これは、文化施設が閉館し、ツアーが中止となり、供給者が休業し、マッチングファンドが得られなくなっているため、申請された事業の大多数が実現不可能となっているため。	省助成を受ける公共文化機関への文化省通達で、中止イベントについても、芸術団体・芸術家への予定報酬・費用全額支払いを推奨。 文化省は、キャッシュフロー問題を回避するため、助成金の支払い手続を簡素化する(文化省の地方部局である地域圏文化問題局が助成金を前払い)。	連邦政府は、文化イベントを中止しても補助金返還を要しないとした(芸術家へのキャンセル公演の出演料を最大2,500ユーロ(30万円)補償)。 オーケストラ向け補助金を組み替えて、フリーランスのオーケストラへの新規上演形態の実験支援(最大20万ユーロ(2,411万円)とした)。 州の例としてNWR州では、(1)中止に伴って生じる費用は、助成可能項目と見なす、(2)芸術家出演料謝金は最大67%まで補償する、として既存の助成金1.2億ユーロ(145億円)の使途を柔軟化した。